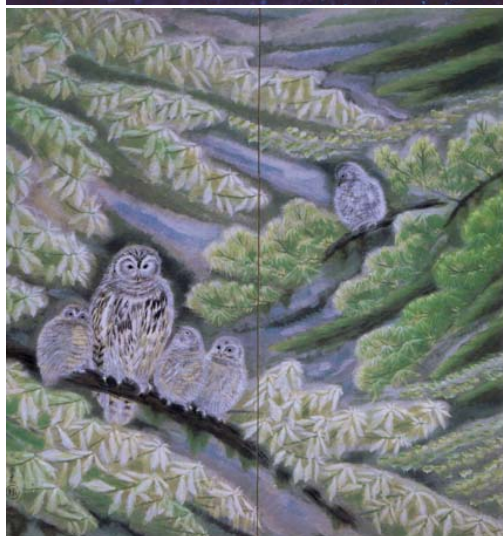


三条南ロータリークラブ週報

Sanjo Minami Rotary Club

2010. 4.21

No.1951
No.34



出席率	会員54名中23名
先々週の出席率	85.71%
ゲスト	敬和学園大学 学長 鈴木佳秀様
ヴィジター	東京神田RCより 鈴木一行君 新発田RCより 斎藤孝正君
先週の メイクアップ	4/13 三条北RCへ 星野健司君 丸田肇一君 佐々木常行君

市内4RC合同例会

ご挨拶申し上げます。三条クラブの菊池です。
今日は新発田ロータリークラブメンバーで敬和学園大学の鈴木佳秀学長をお迎えして、市内4クラブの合同例会です。宜しくお願いいたします。
本日の講師の鈴木先生をご紹介します。実は今日初めて鈴木先生とお会いいたしました。しかし妙な言い方ですが、先生とは15、6年前に御縁をいただいております。

ご存じの方も多いと思いますが、私は僧侶で寺の住職です。
学生時代は門外漢の勉強をしております。結婚を機に30年ほど前に寺に入りました。僧侶の資格だけは一応取得しておりましたが、仏教の知識はゼロ。

そんな私が先輩に誘われて、インドを何度かお訪ねする機会を得ました。そのインドで坊主として生きていく自信のようなものが生まれました。そこで「新潟県で一番仏教書を読んでいる坊主になる」と発起しまして、もともと本を読むことは得手でありましたもので、かなり頑張りました。しかし10年経っても、新潟県一番どころか三条地区でも一番になれない。まだまだ勉強されている先輩方が大勢おられました。

そんなこんなしているうちに湾岸戦争が勃発しました。湾岸戦争を機に、「これからは基督教のこともイスラム教のことも知らなければならぬ」と思いました。「ならば、新潟県下で一番聖書を読んでいる坊主になろう」と考え、以来仏教書より聖書を開くことの方が多い日々を何年か過ご



会長挨拶

三条ロータリークラブ 会長
菊池 涉

四つのテスト

一言行はこれに照らしてから

- I 真実かどうか
- II みんなに公平か
- III 好意と友情を深めるか
- IV みんなのためになるか どうか



国際ロータリー会長 ジョン・ケニー [スコットランド]
第2560地区ガバナー 植木 康之 [柏崎]
第4分区AG 米山 忠俊 [三条北]
会 長 佐藤 嘉男
幹 事 荒澤 威彦
S A A 熊 倉 高志

事務局 〒955-8666 三条市旭町2-5-10
三条信用金庫 本店内
TEL 0256-35-3477 FAX 0256-32-7095
E-mail info@sanjo-minami.jp
URL http://www.sanjo-minami.jp

しました。浦佐の国際大学へも通いました。新潟の市民講座へも通いました。そんな中で縁をいただいたのが、当時新潟大学の教授であられた鈴木先生でした。

新潟大学放送公開講座というBSNラジオ講座に、先生が「旧約聖書」を講じられておられました。テキストがまだいいのです、「旧約聖書の女性たち」ですよ。「女性」とあるだけで、「これだ！」と直感いたしました。早速応募し、聴講いたしました。レポートも出しました。添削も受けました。

そしてまた十数年後、昨年の柏崎での地区大会の名簿に先生のお名前を見つけたのです。早速新発田クラブに問い合わせ、本日のご講師にお迎えしたという次第です。このように浅からぬ「えにし（縁）」をいただいて今日があるのです。

ちなみに「県下一聖書に精通している坊主」にもなれないまま、時間だけが過ぎてしまいました。モーリャックなど仏カソリック文学もやりました。ドストエフ・スキーもやりました。早稲田大学のスクーリングにも通いました。けれどみんな中途半端。

そんな中途半端な私が妙案を発見しました。私があと数年して住職を引退したら、転向して「クリスチャン」になる、そうすれば間違いなく「県下で一番仏教に精通したクリスチャン」になれると、密かに目論んでいるところです。

こんなことでは先が思いやられると、お釈迦様もキリスト様も相手にしてくださらないかも知れませんが…。



Speech

卓話

「古代メソポタミアの法典に見る家族の幸福」

敬和学園大学

学長 鈴木 佳秀 様 (新発田 RC)



話題として取り上げますハンムラピ法典は、古代メソポタミアに栄えたバビロン第一王朝の王ハンムラピが玄武岩に刻ませた法典282箇条です。紀元前18世紀頃の法典です。

古代メソポタミアとは、現在のイラクにあたりますが、紀元前2000年頃、まだ地球の乾燥化が進んでいないため、砂漠ではなくステップ式気候でした（サハラ砂漠ですら密林地帯でした）。それは、現在の東アフリカの草原と同じです。バビロニアからペルシアの時代に、この地でライオン狩りが行われていたことは、大英博物館にある当時の壁画から知られています。

草原の中央に大きな二つの大河、チグリス川とユーフラテス川が流れ、流域は大穀倉地帯となっていました。この両大

河は今もペルシア湾に流れ込んでいます。

穀倉地帯であった古代メソポタミアに最初に栄えたのはシュメール人の都市国家でしたが、人々は草原の野獣の危害から逃れるために、都市を建設してその中に住んでいました。「歴史はシュメールに始まる」というのが、歴史家の共通した認識です。古代メソポタミアで、人類最初の文字、くさび形文字が発明され、都市が誕生したのもこの地だったからです。

人の一生は長くてほぼ40年で、それだけ生きることができれば、長命と考えられていました。風土病その他の理由から、乳幼児の死亡率は高く、人生わずか30年あるいは35年というのが平均値でした。従って、結婚

も現代より早く、家族構成も一族が集まって住む大家族という形を取っていました。

法典には、農作地の賃貸契約や、倉庫業、医者、居酒屋に係わる法規の他に、婚姻法、債務法や重犯罪を扱う刑法も存在しています。今回は、家族の平和を脅かす、姦通事件を軸に、当時の人々が、家庭の幸福をどのように考えていたのかをお話しします。姦通は、人妻を基準に定められており、係わった男女とも死刑でした。男性が町の遊女と関係を持って、死罪ではありませんでした。人妻に厳しい基準を求めていたのには理由があるからです。

多くは一夫一婦制に生きていましたが、例外的に二人妻婚制度があり、生活に困った寡婦や、債務奴隷を第二妻として娶る習慣がありました。そうした制度の背景にある経済状況や、生命観について学ぶことにしています。特に、この世界に生きていた人々にとって、子供の誕生と成長が、あらゆる幸福の中の幸福と捉えていたことについてお話しします。

1. 紀元前 8 千年紀の古代メソポタミア、サハラの風土について
 - イ) 湿潤な風土から砂漠化した道のり・乾燥化と樹木伐採
 - ロ) メソポタミアに棲息したライオンと猛獣狩り壁画・ステップ式気候風土
 - ハ) 両大河にはさまれた穀倉地帯と都市での人々の暮らし・水路と筋蒔き農法
2. 古代メソポタミア社会の成り立ちについて
 - イ) 歴史はシュメールから始まる
 - ロ) シュメール人による都市と成立と文字（くさび形文字）の発明
 - ハ) アラム人の書記養成学校で使われた単語帳（シュメール語とアッカド語）
3. 古代メソポタミアの法典（くさび形文字による法集成）の特徴について
 - イ) 粘土板に刻まれたものと玄武岩に刻印されたハンムラビ法典
 - ロ) ハンムラビ法典前文にある統治の委託、282 条の条文、跋文の祝福と呪い
 - ハ) 法典（法集成）の中心は家族法、土地の賃貸借、商取引契約など
4. 法典にみる古代社会における幸福とは
 - イ) 人生 50 年に満たない人生と都市居住の大家族
 - ロ) 民の幸福を守る性の秩序と二人妻婚・孤児と寡婦の悲劇
 - ハ) 乳幼児の死亡率からみる子供が成長することへの願い・子供中心主義

ウル・ナンム法典

第一条：「ある人が殺人を犯した場合、その者は殺されなければならない。」

第二条：「ある人が強盗を働いた場合、その者は死ななければならない。」

第三条：「ある人が（不法にも）他の人を監禁し、その人が監禁された状態で発見された場合、その者は銀十五シケル支払わなければならない。」

第六条：「若い男の妻となる（婚約中の）処女である女性を、他の男が暴行し、処女を奪った場合、その男は殺されなければならない。」

第七条：「ある人の妻が、自分の魅力をふりまいて他の男を誘惑し、その男の後について行き、共に寝た場合、その女は殺されなければならない。だが、相手の男は放免される。」

第八条：「ある人が力づくで、処女である他の男の女奴隷を犯した場合、その男は銀五シケル支払わなければならない。」

第九条：「ある人が（同じ身分の）最初の妻を離縁する場合、彼は銀一ミナ彼女に支払わなければならない。」

第一〇条：「離縁した当の女が、以前はやもめであった場合、彼は銀二分の一ミナ彼女に支払わなければならない。」

第一一条：「もしその人が、婚姻の契約を結ばないでそのやもめの女と寝たのであれば、彼は何も彼女に支払わなくてもよい。」

リピト・イシュタル法典

第一二条：「ある女の奴隷か男の奴隷が都市の中に逃げ込み、彼（か彼女）が他の人の家に一カ月住んでいたことが確認された場合、匿った者は、（持ち主に）奴隷一人につき奴隷一人を差し出さなければならない。」

第一三条：「もしその者が奴隷を有していない時は、彼の銀一五シケル支払わなければならない。」

第一四条：「ある人の奴隷が、主人に対し、自分の奴隷の値の二倍で自分を贖ったことが確認される場合、その奴隷は解放されなければならない。」

第二四条：「第二の妻が子を産んだ場合、彼女が父の家から持って来た持参金は、彼女の子供のものとなる。更に、第一の妻から産まれた子供と第二の妻から産まれた子供は、共に父の財産を平等に相続することができる。」

第二五条：「ある人が妻を娶り、彼女が子を産み、その子供たちが健在で、また主人の奴隷妻も主人の子供を産み、そして父がその奴隷妻の産んだ子供たちに自由を与えた場合、奴隷妻の産んだ子供たちには主人であった父の財産の相続権はない。」

第二九条：「ある人の息子が、婚約してその（義理の）父の家に入った後、彼らが彼を家から追い出し、彼の妻たる息女を他の人に与えて嫁がせようとした場合、彼らは、彼が持参した持参金を彼に返さなければならない。またその人の妻たる息女は、他の人に嫁ぐことはできない。」

第三〇条：「若い既婚者が、広場の遊女を妻としたが、裁判官が彼女のところを訪れてはならないと命じた場合最初の妻を離縁し、お金を……した後、初めて彼は……」

第三一条：「（父が）……約束し、……（土地の相続権を粘土板に刻み）彼に与えた場合、彼らの父が他界した後、彼らは父の財産を分配して相続することができる。しかし、彼に与えた父の土地を分割して相続することはできない。彼らは水の中で父の言葉を反故にしてはならない。」

エシュヌナ法典

第二五条：「ある人が、義理の父となる人の家を訪れ、父はその人を受け入れて労働を課したが、息女を別のの人に与えた場合、義理の父は、受け取った結納金の二倍をその人に支払わなければならない。」

第二六条：「ある人が他の人の息女を娶るために結納金を支払ったが、別の男が、その息女の両親の許可を得ないまま力づくで息女を暴行し処女を犯した場合、それは重犯罪であり（犯した）その男は殺されなければならない。」

第二七条：「ある人が他の人の息女を娶るに際し、彼女の両親の許可を求めず、また両親との間に正式な婚姻契約を結ばないままである場合、たとえ彼女がその人の家に一年の間同棲していたとしても、彼女は正式な妻ではない。」

第二八条：「他方もし彼が彼女の両親と正式な婚姻の契約を結ぶならば、（以前から）彼女と同棲していたのであっても、彼女は正式な妻となる。（婚姻の契約以前に）彼女が別の男に襲われ犯された時は、彼女は殺されなければならない。彼女を生かしておいてはならない。」

第五八条：「壁が倒壊する恐れがあり、当局が壁の持ち主に警告しておいたにもかかわらず、持ち主が壁を補強せずに放置し、その壁が倒壊してある人の子を死に至らしめた場合、それは重犯罪であり、王の司法管轄に属す。」

第五九条：「ある人が、子供が産まれた後に他の女性を娶って（子を産んだ）自分の妻を離縁する場合、その男は所有する総ての財産を残したまま自分の家から追放され、誰か受け入れてくれる人の元に行かななければならない。」

ハンムラピ法典

第一条：「ある人が他の人を告発し殺人の罪を着せたが、それが立証されなかった場合、他の人を殺人の罪で告発したその者は殺されなければならない。」

第三条：「ある人が偽証をもって証言したが、その申し立てた言葉を立証できない場合、その裁判官が人の生死に関わるものであれば、その者は殺されなければならない。」

第五条：「裁判官が判決を下して事を決定し、その記録証書を作成させたが、後になってその裁判官が当の判決を変更した場合、その裁判官に対し、彼が判決を変更した事実を確証しなければならない。そして先の訴訟で言い渡した請求額の十二倍を、彼は支払わなければならない。更に、裁きの集会での裁判官の座から彼を追放しなければならない。彼は二度とその座に復帰してはならないし、また再び裁判官とともに裁きの座に就くことがあってはならない。」

第七条：「ある人が銀や金、奴隷や女奴隷、牛や羊、驢馬その他どんな物であれ、自由人の息子か奴隷の手から、証人や証書による契約なしに買うか寄託として受け取った場合、その者は盗人であり、殺されなければならない。」

第十四条：「ある人が他の人の子供を盗んだ場合、その者は殺されなければならない。」

第二二条：「ある人が強盗を働いて捕らえられた場合には、その者は殺されなければならない。」

第五九条：「ある人が果樹園の持ち主の許可なく、果樹園の中にある木を伐採した場合、その者は銀二分の一ミナ支払わなければならない。」

第六〇条：「ある人が果樹園の造園のために土地を園丁に貸し与えた場合、園丁はその土地に造園し、四年間はその果樹園を育成しなければならない。五年目から、果樹園の所有者は園丁と（収穫）を互いに分かたなければならない。果樹園の所有者が最初に自分の収穫分を取って良い。」

第一〇八条：「ある居酒屋の女主人がビールの代金に穀物を受け取らず、大きめの秤り石で銀を受け取り、穀物による代金よりも高くビールの代金を受け取った場合、その居酒屋の女主人は河に投げ込まなければならない。」

第一一一一条：「居酒屋の女主人がジョッキー杯のビールをつけて売った場合、彼女は収穫時に五〇クーの穀物（による支払）を受け取ることができる。」

第一一一七条：「ある人の債務返済の期限が切れて、彼の妻、彼の息子、息女を（債務奴隷として）借りた銀のために売るか債務の抵当として引き渡す場合、彼らは買い手が債権者の家で三年の間働かなければならない。四年目に彼らの解放が行なわれる。」

第一二二条：「ある人が他の人に銀や金、または他の品物を寄託する場合、その人に寄託する総ての品物を証人に示し、契約証書を作成し、その後で品物を寄託しなければならない。」

- 第一二六条：「ある人が、自分の物がなくなったのではないのに、『自分の所有物のある物がなくなった』と言って、自分の町の門に対して虚偽の申し立てを行った場合、町の門は何もなくなっていない事実を神の前で確証しなければならない。その者は町の門に対して、彼が申し立てた総ての物の二倍の物をもって償わなければならない。」
- 第一二七条：「ある人がエントウムか他の人の妻に後ろ指を指したが、何も確証されない場合、彼を裁判官の前にひっぱって行き、彼の頭髪の半分を剃り落とさなければならない。」
- 第一二八条：「ある人が妻を娶ったが、証書による成約を行わなかった場合、その女は妻ではない。」
- 第一二九条：「ある人の妻が他の男と寝ているところを捕らえた場合、(二人は) 縛られて河に投げ込まなければならない。その夫が妻の助命を願い出る時は、王は、自分の奴隷(たるその女)の命を助けることができる。」
- 第一三一条：「ある人の妻が夫から嫌疑をかけられたが、他の男と寝ているところを捕らえられた訳ではない場合、彼女は神にかけて(自分の潔白を) 誓い、その後、自分の(両親の) 家に帰ることができる。」
- 第一三三条：「ある人が捕虜になったが、彼の家には生活に困らないほど十分なものがある場合、彼の妻は(家を去ってはならない。貞節を守り、他人の家に) 立ち入らないようにしなければならない。」
- 第一三三条 a：「その女性が貞節を守らずに、他人の家に立ち入る場合、彼女に対しその事実を確証し、彼女を河に投げ込まなければならない。」
- 第一三四条：「ある人が捕虜になったが、彼の家には生活に困らないほど十分なものがない場合、彼の妻は他人の家に立ち入っても良い。彼女は咎められることはない。」
- 第一三八条：「ある人が自分に子供をもうけなかった最初の妻を離縁する場合、彼は彼女の稼資料の額を彼女に支払わなければならない。また彼女が自分の父の家から持ってきた持参金を、彼女に返さなければならない。」
- 第一三九条：「稼資料がない時は、彼は彼女に離別料として銀一ミナ支払わなければならない。」
- 第一四二条：「ある人の妻が夫を嫌い、彼に向かって『あなたはもはや私に手を触れることはできません』と言う場合、彼女の一件はその「町の門」で審理されなければならない。彼女は常に身持ちが良く、何の落度も認められないのに、(しかし) 彼女の夫は外出(外泊?) ばかりしていて、彼女を大いに卑しめている時は、この妻は何の処罰も受けない。彼女は自分の持参金を持って自分の父の家に帰ることができる。」
- 第一四三条：「だが彼女が日頃身持ちが良くないのに、外出ばかりしていて、家財(道具)を粗雑に扱い、彼女の夫に恥をかかせている時は、この妻は河に投げ込まなければならない。」
- 第一五三条：「ある人の妻が他の男のことで、彼女の夫を殺させた場合、彼女を杭に刺し通さなければならない。」
- 第一九五条：「ある人の子が自分の父を殴打した場合、彼の手は切断されなければならない。」
- 第一九六条：「ある人が他人の子の眼を潰した場合、彼の眼も潰されなければならない。」
- 第一九七条：「彼が他人の骨を折った場合、彼の骨も折られなければならない。」
- 第一九九条：「彼がある奴隷の眼を潰すか、その奴隷のその奴隷の骨を折った場合、彼はその奴隷の(購買) 価格の半分を支払わなければならない。」
- 第二〇〇条：「ある人が同じ身分の人の歯を折った場合、彼の歯も折られなければならない。」
- 第二八二条：「奴隷がその主人に向かって『あなたは私の主人ではない』と言った場合、主人は彼が自分の奴隷であることを立証し、彼の耳を切り落さなければならない。」

【鈴木 佳秀氏 訳】

講師 プロフィール 鈴木 佳秀 (すずき よしひで)

- 1944年 熊本県生まれ。中学の時に広島原爆資料館で溶けた腕時計を見て驚愕、後に被爆者の牧師に出会い聖書を読み始める。
- 1968年 国際基督教大学教養学部卒
- 1976年 北米加州クレアモント大学院に留学、1981年申命記研究により Ph.D.取得
- 1982年 新潟大学教養部に歴史学の教員として赴任、その後講師、助教授、教授となる
- 1999年 新潟大学人文学部長
- 2005年 新潟大学大学院現代社会文化研究科長
- 2009年 敬和学園大学学長

《専門》 旧約聖書学、古代イスラエル宗教文化史・法制史

《所属学会》 19世紀学学長、日本聖書学研究所所員、日本基督教学会、日本旧約学会、日本比較思想学会、Society of Biblical Literature 等の学会員

《著書》 「申命記の文献学的研究」単著(日本基督教団出版局 1987年/平成2年度日本学士院賞受賞) 他多数

《訳書》 HJ・ベッカー著「古代オリエントの法と社会」(ヨルダン社 1989年) 他多数

変化をもたらす韓国のロータリアン

朝鮮戦争の遺物を恒久的な平和のシンボルに。

昨年、韓国のロータリアンは、ロータリー財団の使命を果たすべく、大々的なプロジェクトに取り組みました。

韓国の一部のクラブが、空の弾薬筒を回収し、それらを溶解して37.5トンの鐘を造りました。その鐘は、華川郡にある世界平和の鐘公園において中心的な建造物となっています。これらの弾薬筒には、エチオピア、イスラエル、フィリピンなどの29カ国の紛争で使用されたものも含まれています。

北朝鮮との軍事境界線付近に位置する同公園では、5月、ミハイル・ゴルバチョフ元ソ連大統領も加わって除幕式が行われました。

韓国の第3640地区のロータリアンは、ロータリー財団の マッチング・グラント を受け、ギフト・オブ・ライフ・インターナショナル・プロジェクトを通じて、240人の子どもの心臓手術のための資金を提供しました。さらに、第3630地区と第3650地区も、モンゴルの134人の子どもの心臓手術を可能にするために資金提供しました。ギフト・オブ・ライフ・プロジェクトは、世界中のロータリー・クラブの努力によって支えられています。

昨年、韓国のロータリアンは、世界理解、親善、平和というロータリー財団の使命に貢献するために、上記のプロジェクトのほかにも以下のような活動を展開しました。

- 全国予防接種日にポリオの予防接種を実施するため、第3690地区は19名のメンバーから成るチームをウッタルプラデシ州メーラト（インド）に派遣しました。
- 10月24日、ロータリーとその活動を推進させるため、ソウル市庁前広場にて催し物を開きました。そこで、ローターアクターが「ロータリーとは」に関するカードを配布したりポリオ撲滅キャンペーンに関する情報を提供したりして、1万人を集め、およそ1,000米ドルの募金を達成しました。
- 大邱東新ロータリー・クラブ（韓国）と西カガヤン・デ・オロ・ロータリー・クラブ（フィリピン東ミサミス州）による48,000米ドルのマッチング・グラントを使用して、カガヤン・デ・オロ市の病院に医療器具と1台の救急車を提供しました。
- オッチェン・ロータリー・クラブ（韓国チュンチャンブ）の120名の会員が、錦江（河川名）の清掃ボランティア作業に取り組みました。これにより、2トンものゴミが回収されました。



「世界平和の鐘（写真）」は、世界平和の鐘公園の中心的存在です。同公園は、北朝鮮との軍事境界線近くの華川郡に位置しています。

写真提供：

「ザ・ロータリー・コリア」誌

2010年度「ザ・ロータリー・コリア」誌（英語版）抜粋

表紙について

川崎 小虎（かわさき しょうこ）

岐阜市出身（1886—1977）

■「森の梟」 1934年（昭和9年）作
京都市美術館蔵

ロータリーの友 1992年6月号表紙より

三條南ロータリークラブ週報

2010. 4.21

No.1951 No.34